

# 平成26年度実施

## 明石市任期付職員採用試験案内

### (後見センター担当)

明石市では、後見制度の充実をより一層を図るため、**社会福祉士、精神保健福祉士又は司法書士**のいずれかの資格を有し、成年後見人等に関する高度で専門的な能力・経験を行政分野で発揮できる専門職を募集します。

|      |   |
|------|---|
| 試験日  | 平成26年6月21日(土)<br>または<br>平成26年6月22日(日)           |
| 試験会場 | 明石市役所ほか   |
| 受付期間 | 平成26年5月1日(木)から<br>平成26年6月6日(金)まで<br>(土・日・祝日を除く) |

## 1 募集職種・人数・主な職務内容

| 職名       | 人数   | 主な職務内容  |
|----------|------|---|
| 後見センター担当 | 2名程度 | ・(仮称)後見センターの設立、運営に関すること<br>・後見制度にかかる関係機関との調整 など |

## 2 受験資格等

次のいずれにも該当する方が受験できます。

- ・昭和28年4月2日以降に生まれた人(平成26年4月1日現在で、60歳以下の人)
- ・社会福祉士、精神保健福祉士又は司法書士のいずれかの資格を有する人
- ・成年後見人等の実務経験を有する人、または、これに準ずると認められる実務経験等を有する人

- ① 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。
- ② 外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

## 3 身分及び任期

- (1) 身分 常勤の正規職員(行政職(事務職))  
(注1) 採用後、「社会福祉法人明石市社会福祉協議会」へ派遣し、同協議会の身分も併せ持ち、同協議会事務局に勤務することになります。  
(注2) 任用期間中は、営利企業等の従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。
- (2) 任期 5年以内  
(注3) 5年を基本としますが、合格者と相談の上、決定します。  
(注4) 任期満了後、改めて採用試験に合格すれば、再度の任用が可能となります。
- (3) 採用予定日 平成26年9月1日  
(注5) 合格者の都合により、相談の上、変更することができます。

## 4 試験内容等

| 試験日                        | 内容                      | 場所      |
|----------------------------|-------------------------|---------|
| 6月21日(土)<br>又は<br>6月22日(日) | 実務経験等に関する書類審査<br>個人面接試験 | 明石市役所ほか |

(注6) 申込者が多数の場合、試験日程が変更になることがあります。

## 5 試験結果発表

| 発表時期      | 発表方法  |
|-----------|---|
| 平成26年7月下旬 | 合否の結果については、受験者全員に文書で通知します。<br>また、合格者の受験番号を明石市のホームページに掲載します。 |

## 6 採用前健康診断

合格者に対して、平成26年8月上旬に健康診断を行い、健康上、勤務に支障がないと認められれば、平成26年9月1日付で採用します。

## 7 待遇

### (1) 役職

原則、実務経験年数、実績及び資格等に応じて、行政職（事務職）の課長級、係長級又は主任級の役職に格付けします。

(例)

| 役職   | 課長級<br>(行政職給料表6級) | 係長級<br>(行政職給料表5級) | 主任級<br>(行政職給料表4級) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 給料月額 | 約41万円             | 約39万円             | 約36万円             |
| 年収   | 約830万円            | 約690万円            | 約630万円            |

(注7) 給料月額及び年収は、平成26年4月1日現在のものです。

(注8) 年収には、地域手当、期末・勤勉手当及び管理職手当を含み、税及び社会保険料を控除する前のものです。なお、係長級及び主任級には管理職手当は支給しません。

(注9) 上記の金額については、給与改定等を受けて変更されることがあります。

### (2) 手当

本市条例に基づき、地域手当、扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当及び退職手当等を支給します。なお、係長級及び主任級には、時間外・休日勤務手当を支給します。

### (3) 勤務時間・休暇

- ① 勤務時間 午前8時55分～午後5時40分（うち休憩1時間）  
※ 勤務先により異なる場合があります。
- ② 勤務を要しない日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ③ 年次有給休暇 1年度につき20日を付与します。
- ④ 特別休暇 本市条例に基づき、夏季休暇（6日）、忌引休暇、結婚休暇等を付与します。

### (4) 福利厚生

- ① 毎年健康診断を実施するとともに、人間ドック受診の助成等を行います。
- ② 年金・健康保険等は、兵庫県市町村職員共済組合に加入します。

### (5) その他

専門資格に係る各団体への入会金及び毎月の会費は、自己負担となります。

## 8 申込手続

|                  |   |
|------------------|---|
| 申<br>込<br>書<br>類 | <p>(1) 明石市任期付職員（後見センター担当）採用試験申込書①、②（本市所定の様式）</p> <p>(2) 職務経歴等報告書（本市所定の様式）</p> <p>(3) 職務経歴等アピールシート（本市所定の様式）</p> <p>(4) 受験票・結果通知送付用宛名ラベル（本市所定の様式）</p> <p>(5) 82円切手1枚（ただし、<u>郵送により申込む場合は2枚を同封してください。</u>）</p> <p>(6) 返信用封筒（<u>郵送により申込む場合のみ。</u>長3サイズ（12cm×23.5cm）に返信先住所・宛名を明記してください。）</p> <p>(7) 社会福祉士登録証、精神保健福祉士登録証又は司法書士登録証の写し</p> |
|------------------|---|

※ 外国籍の人は、上記のほか特別永住者証明書もしくは在留カードの提示、または在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 方<br>法                     | <p>上記申込書類を<u>直接持参</u>してください。<br/>ただし、遠方に居住しているなどやむを得ず受付期間内に直接持参できない場合に限り、郵送可とします。</p>   |
| 場<br>所                     | 明石市役所 本庁舎4階 人事課   |
| 申<br>込<br>受<br>付<br>期<br>間 | <p><b>受付期間</b> 平成26年5月1日（木）から<br/>平成26年6月6日（金）まで</p> <p><b>受付時間</b> 午前8時55分から午後5時40分まで</p> <p>※ <b>ただし、郵送の場合は平成26年6月6日（金）必着のこと。</b><br/>平成26年6月7日（土）以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕を持って発送を行うようにしてください。また、郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記へ郵送してください。</p> <p>※ <b>受付期間中、土曜日、日曜日及び祝日は受付いたしません。</b></p> <p>※ 郵送による申込の場合は、受付期間終了後、受験票等を送付します。試験日の5日前までに受験票等が到着しない場合は、下記まで連絡してください。</p> <p><b>&lt;郵送先&gt;</b><br/>〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号<br/>明石市総務部職員室人事課人事係 電話078-918-5006</p> |

申込み・問合せ先



明石市総務部職員室人事課人事係

HP : <http://www.city.akashi.lg.jp/>

Mail : [jinji@city.akashi.lg.jp](mailto:jinji@city.akashi.lg.jp)

Tel : 078-918-5006 Fax: 078-918-5145

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号